

令和 7 年 度

監 査 報 告 書

(1)

神 戸 市 監 査 委 員

令和7年4月22日

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

監査の結果に関する報告の提出について

(監査報告第1号～3号)

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同法第199条第9項及の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

監査報告第1号 令和6年度財務定期監査(2) ----- 1-1～1-14

行財政局、建設局、港湾局

監査報告第2号 令和6年度財政援助団体等監査(2)----- 2-1～2-10

神戸市道路公社、神戸市立海外移住と文化の交流 センター共同事業体、

TRC&長谷工 meet BACH

監査報告第3号 令和6年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2) --- 3-1～3-18

企画調整局、地域協働局、こども家庭局、経済観光局、建設局、建築住宅局、

消防局、神戸新交通(株)

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

第1 監査の対象

下記の局における主として令和5年度に執行された財務事務、経営に係る事業の管理及び一般行政事務を監査の対象とした。

- | | |
|-----------|---|
| 1 行 財 政 局 | 給与課、厚生課、総務事務センター、財務課、契約監理課、
資産活用課 |
| 2 建 設 局 | 職員研修所
総務課、事業用地課、技術管理課、職員技術研修所、防災課、
河川課、道路管理課、道路計画課、道路工務課、
駅前魅力創造課
推進課
港湾・広域幹線道路本部
下水道部 経営管理課、計画課、管路課、施設課
公園部 管理課、企画課、魅力創造課、整備課、森林整備事務所
王子公園再整備本部 王子公園再整備課
王子動物園
建設事務所
(東部、中部、北、西部、垂水、西)
東水環境センター 管理課、施設課
中央水環境センター 管理課、施設課
西水環境センター 管理課、施設課 |
| 3 港 湾 局 | 経営企画課、ウォーターフロント再開発推進課、
空港調整課、空港整備課、振興課、経営課、海務課、
神戸港管理事務所、港湾計画課、物流戦略課、工務課、
海岸防災課 |

(所属の名称は、令和6年度における名称)

第2 監査の期間

令和6年7月30日～令和7年3月18日

第3 監査項目及び着眼点（監査対象）

令和5年度の財務定期監査を踏まえ、内部統制に依拠する程度も勘案した上で、リスク評価手続により、監査項目及び着眼点、監査の方法を設定した。

1 監査項目

財務事務では、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納・保管、財産（公有財産、物品、債権、基金）管理を監査項目とした。

経営に係る事業の管理では、事業管理、組織管理、人事管理、経営管理、事務管理に分かれるが、このうち、財務に関する事項を監査項目とした。

一般行政事務では、文書管理事務（財務事務に関連するものに限る）、準公金を監査項目とした。

なお、これらに関わる全庁的及び業務レベルにおける内部統制の整備・運用状況についても監査項目とした。

また、今年度の重点監査項目については、専決契約（特命随意契約）とした。

2 着眼点

(1) 財務事務及び経営に係る事業の管理では、

ア 法令及び会計規則等に基づき適正に行われているか。

イ 経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）、効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）かつ合理的に事業が行われているか、裁量権の逸脱、濫用はないか。

ウ 事業の目的・成果が発揮されるよう改善し効果を発揮する工夫がなされているか。

エ 他の会計との経費の負担区分は適正か。

(2) 一般行政事務では、

ア 文書管理事務は、文書管理が例規及びマニュアル等に従って、文書管理・電子決裁システム等により適正に行われているか。

イ 準公金は、原則廃止の方針のもと、廃止できないものについては準公金会計処理要綱等に基づき適正に管理されているか。

(3) 内部統制の整備・運用状況では、

内部統制上のルールが策定かつ必要に応じて改正され、周知徹底されているか、目的に適合しているか、有効に機能しているか、過度な統制になっていないか、といった点から妥当か。

第4 監査の方法

1 設定の考え方

(1) 適正な事務処理の仕組みの確保

適正な根拠に基づいた事務処理の仕組みを確保する。そのため、実査で疑問に思うものは事務局に持ち帰り、検討を行うなど、最適な答えを探求する監査を実施することにより、質の高い監査を行う。

(2) 適正性の判断

不適正な事務とは法令等に違反する一定のものであるが、指摘事項は監査委員が取り上げて問題を具体的に摘示し、内部統制の整備・運用状況の観点から組織として解決すべき課題を明確にすることにより、事務の改善につなげていくものである。このため、何が指摘されなければならない不適正な事務であるかを整理して指摘していく。

(3) 不正への対処

不正とは、違法不当な利益を得るため他者を欺く意図的な行為である。地方公共団体の監査では、①法益を侵害する、②権限を逸脱、濫用する、③本来の統制を回避する、④市に損害をもたらす、⑤私的に流用する行為がないかといった事象が想定される中、監査により違法行為や不適正な事務処理などが行われていないかについて確認するとともに、内部統制の推進により不正を未然に防ぐ取組がなされているかについても検証を行う。

2 実施方法

監査項目は、各局室区共通かつ横断的に、全件を対象とする。

確認方法として、監査事務局職員に文書管理・電子決裁システム及び財務会計システムの閲覧権限を付与するとともに、各システムに集積されたデータを入手し、検証を行う。

その後、実証手続の詳細テスト(*1)における、特定項目抽出(*2)による試査を行う。対象書類(データ)を検証したうえで、関係職員への質問や実地監査を行い、全体を把握する。

*1：監査対象の正否を証拠によって個別具体的に確認する手続。

*2：金額の重要な項目、潜在的に誤謬(*3)を含む可能性の高い項目、誤謬が存在すると影響の大きい項目などの特定の項目を設定し、母集団からその一部を抽出すること。

*3：一般的には、誤謬は、誤りないし間違いという意味で使われるが、会計や監査における誤謬とは、財務諸表の虚偽表示の原因となる意図的でない誤りを表す用語として使われている。

II 監査の結果

第1 行財政局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 意見

(1) 地方公務員災害補償基金に係る預金通帳、郵便切手類の管理について

厚生課では、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金神戸市支部として、公務上又は通勤による災害を受けた職員に補償する業務を行っており、補償金の受払のための預金口座のほか郵便切手類を管理しているところ、基金本部に対し、月に1回、預金残高を残高証明とともに報告しているが、神戸市の現金等管理マニュアルに基づく郵便切手類の毎年度3回の所属長による定期的な点検及び預金通帳の残高と郵便切手類の年1回の所属長の直近上位の上司によるチェックが行われていなかった。

同基金神戸市支部の財務管理については、「地方公務員災害補償基金財務規程」及び「地方公務員災害補償基金の資産の保管について（通知）」等に基づき行われており、郵便切手類についても出納簿を作成し、受払状況をその都度記帳することになっているが、上記規程や通知には、定期的なチェックについての規定はない。

一方、神戸市の現金等管理マニュアルでは、所属長は少なくとも毎年度3回、預金通帳の残高の確認や郵便切手類の残数が管理簿上の残数と一致しているかどうかを実際に数えてチェックすること、及び所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自主監査実施時に合わせて、自ら郵便切手類についての上記チェックを行うことが規定されている。

同基金に係る預金通帳の残高、郵便切手類についても、事故の未然防止のため適切にチェック等を行われたい。

(厚生課)

第2 建設局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

ア 歳入、歳出額の計上を適正に行うべきもの

自転車駐車場使用料について、令和5年7月にキャッシュレス決済を導入し、決済事業者を指定納付受託者として指定し、使用料を徴収させている。指定納付受託者に支払う取扱手数料については、使用料収入から取扱手数料を差し引きする繰替払により支出している。繰替払の後、手数料に一時繰り替えていた使用料収入を歳入に補てんし、手数料を歳出に計上する手続を行う必要があるが、行われていなかった。(道路計画課)

キャッシュレス決済に係る取扱手数料について、一般的な商習慣として納付額から取扱手数料を差し引いた金額が決済事業者から振り込まれる。それに対応するため、神戸市会計規則において、指定納付受託者に納付を委託した当該歳入等に係る取扱手数料を指定納付受託者により納付される収入金で繰替払することが認められている。

一方で地方自治法第210条には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とあり、繰替払したときは、これを収入及び支出に計上しなければならない。

財務会計事務の手引きにおいて、振替決議書により、手数料を歳出に計上し、手数料に一時繰り替えていた使用料収入を歳入に補てんする手続が示されている。

振替決議を行い一切の収入及び支出を決算に計上すべきである。

イ 調定データを削除し正しい決算値とすべきもの

財務会計システムに登録された調定に関するデータの確認を怠っていたため、二重調定となっている調定データが削除されないまま残っており、電気料金償還金の調定3件、合計70,590円が収入済であるにもかかわらず、収入未済額として誤って決算書に計上されていた。

(道路管理課)

決算時において、財務会計システムから収入未済額が確認できる繰越調定一覧表を出力し、収入未済となっている調定については調査、確認等を行う必要がある。二重調定が発見された場合は取消し漏れがないよう、遅くとも出納閉鎖までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とすべきである。

ウ 調定の取消しを適正に行うべきもの

神戸市では、住宅の排水設備の工事を施工できる工事店及び責任技術者の指定制度を設けて

おり、5年ごとに指定を更新している。更新手続の流れは、まず①申請者が審査手数料を納付し、その後、管路課にて②申請者から指定の申請を受け、③審査し、④指定する。

①の審査手数料の納付では、管路課からの調定の依頼を受け経営管理課が納付書を作成し、管路課から申請者に送付しているが、指定期間を過ぎても更新申請がなく審査を行わなかった場合に、管路課から経営管理課に依頼して調定を取り消す必要があるところ、取り消されていないものが9件、合計70,000円あった。さらに、決算整理においても、両課の連携不足により確認が漏れていたため、取消しを行うべき未収金が誤って決算書に計上されていた。

(下水道部管路課)

指定期間を過ぎても納付のなかった手数料は、不用なものについては、遅くとも年度末までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とすべきであり、両課で連携し、決算事務の効率的な業務フローを確立すべきである。

エ 指定管理業務において協定書に基づいた納期限により納入通知書を発行すべきもの

自転車駐車場に係る指定管理業務において徴収した使用料を翌月の15日までに神戸市に払い込む協定書を道路計画課において指定管理者と締結しているにもかかわらず、北建設事務所において、それよりも遅い納期限とした納入通知書を発行し、使用料の納入が毎月2週間程度から最大2か月程度遅延していた。

(北建設事務所)

現金取扱事務の手引(公金編)において、指定管理者が徴収した現金を速やかに公金化することは重要であり、徴収した現金の市への払込期日については、実態を勘案しつつ、月末締めの場合は翌月10日までを目安として適切な期日を設定するとされている。自転車駐車場においては実態を勘案し、協定書において翌月15日までと設定している。

公金徴収の委託等を伴う事務処理においては、締結した協定書等を再確認する等、組織として効果的なチェック機能体制を改めて見直し、締結している協定書に基づく納期限による納入通知書を発行し、指定管理者が徴収した現金を速やかに公金化すべきである。

(2) 支出に関する事務

ア 立替払を行わないよう事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項に「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれをすることができる。」とあり、現行法令上、立替払については認められていない。

財務会計事務の手引きでは、立替払は、天災地変のときや公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うことをいい、立替払の制度は、法令上何ら根拠があるわけではなく、いかなる場合でも許されるものではないが原則と実務面との調整を図るためのやむを得ない措置であると説明している。

(ア) 資金前渡（前渡金）の事務処理を適正に行うべきもの

公用車等に係る有料駐車場使用料として、毎月の半ばに、当月分の前渡金として 20,000 円支出していたが、受領した現金を前渡金管理口座から出金せず、職員が駐車料金を立て替えて翌月に精算しており、資金前渡していながら、経常的に職員の立替による事務処理が行われていた。
(中央水環境センター管理課)

同様に前渡金として 10,000 円支出していたが、受領した現金を前渡金管理口座から出金せず、職員が駐車料金を立て替えて数日後にその都度精算しているものの、資金前渡していながら、経常的に職員の立替による事務処理が行われていた。
(北建設事務所)

関係法令、規則等に基づき、常時必要な事務経費として交付を受ける前渡金（常時保管現金）は適正な時期に受領し、職員による立替が生じることのないよう適正に事務処理を行うべきである。

(イ) 事前に支出負担行為をすべきもの

事前の支出負担行為決裁を経ず、立替払により支出を行っているが、十分事前に準備を行うことが可能であると考えられる事例があった。

	件名	執行金額
A	11月28日中国人技術者の送迎のため 関西国際空港からのタクシー代	30,610
B	2月26日中国人技術者の送迎のため 関西国際空港からのタクシー代	26,580
C	1月9日動物（アシカ）移送のためのレンタカー借上料	35,750

(王子動物園)

職員による立替が生じることのないよう事前の支出負担行為決裁を経て、適正に事務処理を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

ア 前金払を行った場合の納品検査を適正に行うべきもの

図書の年間購読を専決契約し、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第 52 条第 5 号に基づき前金払していたが、納品完了後の納品検査が行われた記録が不存在であった。
(西水環境センター管理課)

専決調達事務処理マニュアル及び Q & A では、契約の事務処理の流れとして、前金払においても、見積り→発注→納品・履行→検査であることが記載されている。また、納品の事務処理手順として、納品書を受領した上、検査を行い、納品検査調書（検査合格報告書）を作成することとされている。

公金の支出を伴う契約における納品検査の重要性を認識し、特例的な支出方法である前金払として執行した契約においても、検査を失念することなく納品検査調書（検査合格報告書）を作成、保存すべきである。

イ 前金払又は概算払を行った場合の履行検査を適正に行うべきもの

契約期間を令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間とする下記(ア)～(エ)の委託契約について、支出を相手方との条件として前金払又は概算払していたが、業務完了後に履行検査を行った検査調書が作成されていなかった。

また、(エ)については、契約書で上半期と下半期にそれぞれ速やかに前金払で支払うとしていたが、相手方からの請求に基づき、上半期分を10月27日に、下半期分を3月13日に支払っていた。

(ア) 井吹谷口公園駐車場における利用状況調査業務 (契約金額：990,000円、前金払)

(イ) 荅谷公園体育館の利用調整及び使用料徴収等業務 (契約金額：3,900,000円、前金払)

(ウ) 都市公園等維持管理業務 (契約金額：394,264,200円、概算払)

(公園部管理課)

(エ) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業建設委託契約 (契約金額：4,021,000円、前金払)

(下水道部経営管理課)

委託事務の執行の適正化に関する要綱及び委託契約に関する解説及び記載例において、主管課長は事務事業終了後速やかに必要な検査を行わなければならないとしており、検査合格の場合、業者等の任意様式による履行届の提出を受けて必要事項を記載し、納品検査調書(検査合格報告書)を作成するとされている。

契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない。公金の支出を伴う契約における履行検査の重要性を認識し、特例的な支出方法である前金払や概算払として執行した契約においても、履行報告書を徴取し、検査を失念することなく、納品検査調書(検査合格報告書)を作成、保存すべきである。

また、(エ)について、神戸市が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に、その代金を一般支払で支払うのが原則であり、前金払は金額の確定した債務に対して、相手方の契約履行前又は支払うべき時期の到来前に債務金額を支払うもので、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費など、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令により、一定の場合に限り認められているものである。

当初契約時に相手方との協議を十分行って契約を締結し、前金払とするのであれば、速やかに請求書の提出を求め、契約に定める適正な時期に支出できるよう事務処理を行うべきである。

ウ 財産の売払いに係る契約手続を適正に行うべきもの

東灘処理場では、施設の改築及び汚泥処理施設等の運転管理、こうべバイオガスステーションの運営等を一体で委託しているが、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを高度に精製したバイオ天然ガス(こうべバイオガス)について、委託業者へ売却し、委託業者がこうべバイオガスステーションにて自動車燃料として販売している。

委託業者へのこうべバイオガスの売却にあたり、年間予定金額が 50 万円（令和 5 年度実績額：約 580 万円）を大幅に超えていたが、行財政局契約監理課による契約（以下「経理契約」という。）をせず、センター長の専決契約として売払契約を締結していた。また、令和 6 年度は、同契約をセンター長の専決契約として局長名で契約していた。（東水環境センター管理課）

財産の売払契約は、地方公営企業法施行令及び神戸市契約規則第 25 条の 2 で、少額随意契約の額を 50 万円以下と規定しており、専決規程別表第 6 財務会計事務の物品その他の売却において、所属の専決契約の範囲を 50 万円以内とし、50 万円を超えるものは経理契約を要している。また、経理契約を要する財産の売払いについては、契約締結権限は市長から各局室長へ委任されていない。

契約監理課に要求し、経理契約にて市長の権限により契約を締結するなど、より適切な契約方法についても検討すべきである。

エ 発注を適正に行うべきもの

玉津処理場は令和 3 年 4 月 1 日より、処理場等の運転及び維持管理、物品その他の調達及び管理等、施設の維持管理業務を包括的に委託しているが、委託契約に含まれない業務を発注する際に、委託業者に特命随意契約（以下「特命随契」という。）で発注できるとする「委託先への特命随意契約発注可能要件」（以下「発注可能要件」という。）を、小修繕の随意契約事務を適正に執行するための基準である「小修繕契約事務の執行に関する指針」（以下「小修繕指針」という。）をもとに令和 3 年 10 月にセンター内で定め、これに基づき、見積合せの必要な下記契約について、委託業者に特命随契で発注していた。

件名：ゴキブリ防除施工 発注金額：165,000 円 発注日：令和 5 年 7 月 27 日

（西水環境センター施設課）

所属では、働き方改革や民間活力の活用など、あくまで業務改革の推進を目的として「発注可能要件」を設定したとのことであるが、「小修繕指針」では、対象を小修繕に限っているところ、当該業務など役務も専決契約の範囲である 100 万円まで対象として拡大し、委託業者に特命随契できるとしていた。

契約手続のルールに反する要件を独自に定め、これに基づき委託業者へ特命随契するのは適正と言えない。契約ごとに特命随契の必要性を判断した上で、適正に発注すべきである。

(4) 財産管理に関する事務

ア 備品管理を適正に行うべきもの

備品について、適正な手続がされていない事例があった。

物品は、原則として金銭によって取得され、又は金銭を取得する手段ともなりうるものである。物品の取扱いにあたっては、物品の重要性を十分認識し、適正に管理していく必要がある。

物品の管理において、紛失等が無いか確認するためにも、受け入れた段階で、適正な管理簿への記載等を行い、組織的な確認を行うようにすべきである。

(ア) 物品管理簿及び財産に関する調書へ記載すべきもの

動物病院で使用するDR（デジタルX線検査）機器 10,010,000円など下表の合計11品目42,603,000円について、物品管理簿へ記載されていなかった。

あわせて、令和5年度決算における財産に関する調書に重要物品として報告されていなかった。

	備品名	数量	金額
1	DR（デジタルX線検査）機器	1	10,010,000円
2	大型動物用麻酔器	1	5,500,000円
3	動物用心電図自動解析装置	1	1,650,000円
4	動物用超音波手術器	1	4,400,000円
5	動物用生体情報モニタ	1	3,520,000円
6	シーリングシステム(手術支援器具)	1	1,760,000円
7	動物用細径内視鏡システム	1	1,980,000円
8	移動式免疫発光測定装置	1	3,289,000円
9	回診用レントゲン撮影装置	1	4,180,000円
10	超音波診断装置	1	5,060,000円
11	全自動血球計数機	1	1,254,000円

(王子動物園)

神戸市物品会計規則第8条によると、物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない、また、同規則第17条によると、備品のうち、取得価額が、1件1,000,000円以上の備品である重要な物品については、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない、とされている。

管理簿への記載を行い、組織として、正確な数量を把握し、決算において財産に関する調書に重要物品として報告すべきである。

(イ) 物品管理簿に適正な記載をすべきもの

A 購入した乾燥機1台(購入価格69,080円)について、物品管理簿の記載が75,460円(リサイクル運搬料等込)となっていた。(西部建設事務所)

B 購入したカメラ1台(購入価格 税抜48,900円 税込53,790円)、耕運機1台(税抜49,900円 税込54,890円)について、物品管理簿に記載されていなかった。

(王子動物園)

同規則第3条第1号に規定する備品とは、その性質・形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格が税込50,000円以上のものとされ、諸経費は含まれない。

同規則に基づき適正に物品管理簿に記載すべきである。

(ウ) 誤データを削除し正しい物品管理簿とすべきもの

物品を購入した際に物品管理簿に誤って二重に登録をし、二重となった備品データが削除されないまま残っている事例があった。

A 乾燥機 1 台 (西部建設事務所)

B カメラ 1 台 (王子動物園)

自主監査において「前月に備品の異動があった場合、備品管理簿により、掲載内容と現品の保管状況を確認しているか」とされている。

物品管理者は備品の異動があった場合、適宜、正しく記載・保管できているか確認し、物品管理簿を速やかに修正すべきである。

イ 借用物品に関する物品管理を適正に行うべきもの

下記の物品について、借用期間が3か月を超える物品賃貸借契約を締結しているが、借用物品管理簿への記載がなされていなかった。

自転車・原付保管料領収書発行機 (賃借期間 令和6年3月1日～令和11年2月28日)
(道路計画課)

生化学自動分析装置 (賃借期間 令和5年9月1日～令和6年3月31日)

自動体外式除細動器 (賃借期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日)

入園券自動券売機等 (賃借期間 令和3年12月16日～令和6年11月30日)

生化学自動分析装置 (賃借期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

駐車場自動料金徴収装置 (賃借期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

電話機等 (賃借期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(王子動物園)

神戸市物品会計規則第9条第4号には、物品管理簿記載の省略ができるものとして、「借用期間が3か月以内である借用物品」と示されており、また、同規則第10条の2に、物品管理者は、その使用中の借用物品に借用物品番号票を付けて整理しなければならないとされている。

物品の管理において、それが所有している物品なのか借用している物品なのかを明確にすることは、その期間が長期に渡る場合もあり、極めて重要である。受け入れた段階で、適正な管理簿への記載等を行い、組織的な確認を行うようにすべきである。

(5) その他の事務

ア 文書移管を適正に行うべきもの

令和5年度の組織改正により事務が移管されたが、文書管理・電子決裁システムにおいて、令和4年度以前の文書が旧所属の簿冊に保存されたままとなっていた。

(ア) 中央水環境センターから東水環境センターに事務移管されたポートアイランド処理場関連の文書 (中央水環境センター管理課、施設課)

(イ) 企画課、魅力創造課、整備課に事務移管された計画課の文書 (公園部企画課)

同システムによる公文書の事務処理については、毎年度、行財政局総務課長より発出される「保存期間満了文書の文書管理システム処理及び廃棄等措置について(依頼)」の中で、業務が移管された場合の対応等について記載されている。

文書移管しなければ、移管先の部署で当該文書の閲覧や保存期間満了後の廃棄等を行うことができないため、速やかに移管すべきである。

第3 港湾局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 契約に関する事務

ア 専決契約による物品調達等において、契約書を作成、締結すべきもの

行事に使用するための椅子（200台）他を、合計金額1,475,100円で令和6年2月6日に発注していた。納入期限が令和6年3月12日で履行期間が30日超であったが、契約書を作成、締結することなく、発注書のみで物品調達を行っていた。（振興課）

神戸市契約規則第23条で、契約金額が100万円超かつ履行期間が30日を超える場合は、契約書を作成することとなっている。

また、令和6年1月1日付で、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程の改正」により物品調達等の専決契約の上限額が100万円以下から160万円以下に引き上げられたが、改正に伴う通知文にも、その旨が記載されている。

当該上限額の引上げについては、調達に係る契約事務の迅速化及び業務効率化を図ることが目的とされている。しかし、特に契約金額が高額でかつ履行期間が長期間である調達については、錯誤による発注や納品、また、遅延等の事故に確実に対応できるよう、同規則に基づき契約書を作成、締結すべきである。

イ 見積書提出に係る辞退の意思表示を明確にした上で、事業者決定の記録を保存すべきもの

物品調達等に係る見積合せを行うにあたり、数者へ見積書の提出を依頼し、見積合せを行っていたが、一部において事業者名に「辞退」との記載のみで、辞退届や辞退した経緯の記録が、決裁に添付がないまま事業者決定の意思形成が行われていた。（港湾計画課）

専決調達事務処理マニュアル及びQ&Aにおいて、見積合せ依頼後に辞退者が出た場合は、辞退届（様式任意）を提出してもらってください。提出できないと言われた場合は、書類を提出できない旨及び確認日、対応した相手の担当者名などを記載した、経緯が分かるものを作成し、その他の辞退届とともに添付して所属長等の決裁を得てくださいと説明している。

辞退届の受領や辞退の経緯が分かるものを作成することは、見積り提出の「辞退」が対象者の意思表示であったことを明確にするために極めて重要である。その上で、それらの書類を決裁に添付し、決裁者が事業者決定に係る判断や意思形成を行うという適正な契約事務を実施し、その記録を保存すべきである。

(2) 財産管理に関する事務

ア 委託業務に係る物品の管理に係る手続を適正に行うべきもの

「港湾幹線道路及び摩耶大橋料金徴収業務等」の委託契約を締結していたが、令和5年度に購入した下記の備品について、台帳に登録されていなかった。

備品名	数量	金額
コピー複合機	4台	286,000円

(神戸港管理事務所)

委託契約書の施設等の維持管理に関する仕様書第1-4では、乙(受託者)は、備品管理簿を備え、購入、廃棄、破損等の際は、速やかに甲(神戸市)へ報告を行うこととされており、また、甲からの委託料により購入した備品の所有権は、甲に帰属し、乙は、備品を神戸市物品会計規則に基づき、管理することとしている。

委託業務に係る物品の管理において、それが市所有であるのか、もしくは受託者所有であるのかを明確にすることは、極めて重要である。受け入れた時点で受託者において管理簿へ記載し、事業終了後速やかに検査を行い組織的な確認を実施すべきである。

○ 意見

(1) 親睦会費の定期的なチェックにおける、他の係長級以上の職員による実施について

親睦会費については、本来私金であるが、その預金通帳について、所属長及びその直近上位の上司による定期的なチェックが実施されていた。しかし、預金通帳の口座名義人であり、通帳の登録印を保管している所属長のみが自ら確認を行っていた。

現金等管理マニュアルでは、所属長が、少なくとも毎年度3回、通帳原本で入出金状況を確認すること。ただし、所属長あるいは庶務担当課長が口座名義人や通帳管理者となっている場合は、他の係長級以上の職員が行うことと説明している。

親睦会費については、同マニュアルにおいても、保管現金・郵便切手類とは別に単独の項目で説明されており、特に重要な取扱いとなっている。定期的なチェックは他の係長級以上の職員が実施し、複数の職員で確認を行った記録を保存されたい。(経営企画課、経営課)

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

1 監査の対象

下記の財政援助団体等における出納その他の事務で、主として令和5年度執行の事務

(1) 出資団体

団体名	出資金総額 (うち市総額)	資本金等 (市比率)	総職員数 (うち市派遣)
神戸市道路公社	24,933,030 千円 (24,933,030 千円)	24,933,030 千円 (100%)	55 人 (37 人)

* 令和6年8月時点

(2) 債務保証団体

団体名	事項	保証額	期間
神戸市道路公社 (再掲)	神戸市道路公社債務保証	15,255,334 千円	令和15年度まで
	有料道路整備資金貸付債務保証	138,208 千円	令和8年度まで

(3) 公の施設の指定管理者

団体名	指定管理施設名称	指定管理期間	指定管理料等*1
神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体*2	神戸市立海外移住と文化の交流センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	49,337千円 －千円
TRC&長谷工 meet BACH*3	こども本の森神戸	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	43,608千円 －千円

*1 指定管理料等欄は、上段に指定管理料、下段に利用料金収入等を記載

*2 共同事業体：(代表者) 株式会社カワサキライフコーポレーション、一般財団法人日伯協会、特定非営利活動法人関西ブラジル人コミュニティCBK、C. A. P. (特定非営利活動法人芸術と計画会議)

*3 共同事業体：(代表者) 株式会社図書館流通センター、株式会社長谷工コミュニティ、有限会社バッハ

2 監査の期間

令和6年8月20日～令和7年3月26日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

II 監査の結果

1 神戸市道路公社（出資団体、債務保証団体）

神戸市道路公社（以下「公社」という。）は、高度経済成長期の急激に増大する交通需要に対し、道路の整備状況が著しく後れを取っていた社会的背景のもと、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、市内幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年4月に設立された。

公社の有料道路の事業手法は、道路整備特別措置法に基づき、借入金及び出資金で道路を建設し、建設費や借入金利息、維持管理費等のすべての費用を料金徴収期間における料金収入で賄う制度であるとともに、料金等収入と管理等費用の差額は償還準備金として費用計上されるため、有料道路の事業手法に基づく事業においては、会計上の当期利益は発生しない。

公社の管理事業は、六甲3路線（六甲・六甲北・六甲北2期）、西神戸の各有料道路及び荒田公園、三宮中央通り、大倉山、箕谷の各駐車場である。

神戸市は公社の金融機関からの長期借入金について債務保証を行っており、令和5年度末の債務保証残高は153億9,354万円、その内訳は、神戸市道路公社債務保証152億5,533万円、有料道路整備資金貸付債務保証1億3,820万円である。

また、この金融機関からの長期借入金のほか、神戸市からも長期貸付を行っており、令和5年度末の借入金総額は169億4,143万円となっている。

令和6年度に有料道路事業変更を行っており、料金徴収期限は令和25年度まで延長している。

今後も老朽化を迎える各路線の安全性に注視しながら、同時に償還準備金の積立てを進めるため、利便性の向上やさらなる利用促進による収入増とあわせて経費節減に引き続き取り組み、一層の収支改善に努められたい。

監査の結果、公社の出納及びその他の事務について、改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

特に今回の監査においては、会計処理に関する懸念点が多数あった。会計の専門的な視点も入れて、事務手順の整備及び会計処理に関するマニュアル等の適正化を図るとともに、意識の変革を促す内部統制の強化を図り、外部に対する説明責任を果たされたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 適正な会計処理を行うべきもの

ア 会計規程に基づく会計処理について

光熱水費や電話代等において、引落日の属する月で費用計上していた。公社会計規程第4条において「その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定するこ

とが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする」、第6条第3号には「損益計算書は、公社の経営成績を明らかにするため、当該事業年度中に発生したすべての収益及びすべての費用を記載」と定められている。

光熱水費や電話代等は、1か月間の料金を翌月に支払うこととなっていることから、土休日と重なった場合に引落日が翌営業日になる性質上、年度によって13か月分計上されたり11か月分しか計上されなかったりといったことが起こり、期間損益計算をゆがめることになる。

光熱水費や電話代等について、会計規程に基づき12か月分の費用となるよう経費計上すべきである。

イ 費用計上を適正に行うべきもの

道路や事務所等の光熱水費及び電話代について、同じ口座からの引落とし払いを行っている。令和5年8月分について、会計科目「業務管理費・道路業務管理費・事務諸費」の内光熱水費の前渡金支払（口座入金）額が不足したため、光熱水費としての精算は前渡金支払額までとし、不足額は電話代として精算していた。

それぞれの費目でかかった費用を正しく把握する観点から光熱水費と電話代の費目を分けて運用しているのであれば、費用計上は適正な費目で行い、精算すべきである。また口座引落とし払いの場合、引落としをする予定額の通知があるため、事前に把握することで前渡金支払額を調整するなど、再発防止策を検討すべきである。

前渡金精算内訳書（8月分公共料金）（抜粋）

業務管理費 道路業務管理費	前渡金額	支出額	差引	精算額	戻入額
事務諸費 光熱水費	400,000	481,877	△81,877	400,000	0
事務諸費 電話	2,000,000	722,829	1,277,171	804,706	1,195,294
計	2,400,000	1,204,706	1,195,294	1,204,706	1,195,294

(2) 内部統制機能の構築及び運用すべきもの

内部統制及びリスク管理の面で構築を要する以下のような事例があった。

ア 契約の方法について

特注駐車券、ジャーナル・領収書、インクリボンの物品供給契約（単価契約）について、令和5年度の総支払額は会計規程第72条（契約の方法）第1項第1号に定められている「随意契約の方法によることができる」額の範囲内ではあったが、経費総額（単価に予定数量を乗じて得られる総額）を決裁に明記せず、見積合せ（随意契約）を行っていた。

担当課に確認したところ「単価契約に係る事務マニュアルはない」とのことであったが、決裁者は判断に必要な情報が決裁に盛り込まれているか確認の上、決定すべきである。

また事務の効率化を図るためにも、所管課向けの事務手引書の作成や会計規程の解釈を補足した運用通知を発するなど周知を検討されたい。

イ 出納事務のチェック体制の強化について

各料金事務所の料金徴収機器用コピー用紙の代金 88,000 円（税、振込手数料込）を口座振込により令和 5 年 5 月 19 日に支払っていた。当該事業者への支払方法が、口座振込から口座振替（自動引落し）に令和 4 年 4 月から変更されていたことを公社内で周知されておらず、また請求書には「5 月 20 日に御指定の口座より振替」と記載があったが、支出決裁されていた。当該事業者から二重払いの連絡を受け、納付書による返金手続き（振込手数料を除いた納付額 87,230 円）を行っていた。

適正な出納事務を行っているか確認の上、決裁すべきである。出納事務のチェック体制の強化を図り、再発防止策を構築すべきである。

ウ 納入遅延への対応について

公社職員の作業用被服（夏用上着・ズボン、冬用上着・ズボン、長袖ポロシャツ）の購入について、納入期限を令和 5 年 6 月 12 日とした三者による見積合せを実施し、同納入期限で「物品購入等発注書」により令和 5 年 5 月 12 日に発注していたが、納入期限を令和 5 年 8 月 31 日に課長印により訂正し、支払いを行っていた。

契約後の納入期限の変更は、見積合せの公正性を損なわないよう、納入業者からの納期限の延長を求める理由を精査し、契約相手方に責がないと認められるかどうか、または延滞違約金を徴収するかの判断を決裁すべきである。

また、今後も職員への被服の貸与が滞ることのないように、発注時期や被服毎に納期を見直すなど再発防止策を検討されたい。

○ 意 見

(1) 契約の履行確認、請求内容の確認について

公社では、労働保険・社会保険の手続き等を業務委託し、その契約書の別表では、給与計算業務の報酬額について「毎年 4 月の従業員数により 1 年間同額徴収」となっているが、令和 6 年 5 月支払分から誤払いが毎月発生し、翌月精算払いを 9 月支払分まで行っていた。契約書第 3 条において「報酬の支払いは毎月指定日に指定口座からの自動振替とする」と定められており、公社には事業者から事前に請求額の通知等はなく、自動振替額に誤りがあった場合は公社から事業者へ指示を行い、翌月精算で対応しているとのことであった。

自動振替額誤りにより事務が煩雑となっているため、事前に業務内容と振替予定額の通知を事業者を求めるなど再発防止策を検討し、適切な事務処理に努められたい。

2 神戸市海外移住と文化の交流センター共同事業体（神戸市海外移住と文化の交流センター 指定管理者）

1868年（慶応3年）の神戸開港より、神戸は多くの人や物が集まる諸外国への玄関口として発展し、海外との交流が活発に行われてきたが、中南米諸国を中心とする日本からの海外移住の拠点としても大きな役割を果たしてきた。1908年（明治41年）に最初のブラジル移民船「笠戸丸」が神戸港を出港して以来、神戸港から約25万人の移住者がブラジルを中心とした中南米諸国へと旅立っていった。

神戸市立海外移住と文化の交流センター（以下「施設」という。）は、海外移住の歴史及び意義の継承、地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて、多様な文化が共生するまちづくりに資することを目的として、平成21年6月に開設された、以下の3つの機能を併せ持つ複合施設である。

- ①希望と未知への船出の広場（移住ミュージアム機能）
- ②多文化との共生の広場（在住外国人支援機能）
- ③芸術を生かした創生の広場（国際芸術交流機能）

<施設の概要>

所在地：神戸市中央区山本通3丁目10番8号

敷地面積：3,586.59㎡ 延床面積：4,052.97㎡

構造等：本館 鉄筋コンクリート造 地上5階建、別館 鉄筋コンクリート造 地上1階建

入館者数：令和5年度51,704人（令和4年度45,258人）

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

指摘事項や意見として掲げている項目には、指定管理者制度そのものの理解が指定管理者に不足していることが要因と考えられるものも多数含まれるため、神戸市所管局は指定管理者に依存することなく、更なる指導・周知に責任を持って取り組まれたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 指定管理者と神戸市所管局の連携強化を図るべきもの

指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書（以下「応募要領等」という。）に基づく適正な事務処理が行われていない以下のような事例があった。

ア 再委託の事前承諾を行うべきもの

指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の承諾を得て、施設保全業務の一部を第三者に再委託しているが、設備保守点検のうち、電話通信設備定期点検

(月1回)については、神戸市の承諾を得ていなかった。

指定管理者は、協定書に基づき適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。

イ 物品の管理及び異動を報告すべきもの

令和5年度事業報告書、修繕費予算管理一覧において、「10月5日サイネージモニター入替175,000円」と記載があったが、神戸市所管局の「物品管理簿」には記載されていなかった。また、施設内に物品管理簿（以下「管理簿」という。）を備えていなかったため、物品の整理及び管理ができる状況ではなかった。

指定管理者は、協定書に基づき、管理簿を備え、その保管に係る物品を整理及び管理し、異動のあった際には、神戸市所管局に報告すべきである。神戸市所管局は、指定管理者に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握すべきである。

ウ 使用料を専用口座へ日々入金すべきもの

指定管理者は、貸館及び駐車場使用料を専用口座へ毎週1回入金しているが、日々入金はされていなかった。協定書第8条第3項で「乙（指定管理者）は使用料（手数料等）を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は、第6条第2項に規定する専用口座に、日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならない」と定められている。

平成25年度財政援助団体等監査においても、同指定管理者に対し「使用料を約1月分まとめて専用口座に入金しており、また期日を経過して市へ払い込まれていた」と指摘している。

日々の管理をマニュアル化するなど、改善が図られていたが、指定管理者は、協定書に定められたとおり、収納した使用料を日々入金すべきである。神戸市所管局は、指定管理者の日々の収納状況や適正な現金管理が行われているか検証を行い、実態に沿った運用を検討されたい。

エ 指定管理業務に係る経費を適正に計上すべきもの

応募要領等に基づき目的外使用許可を受けた施設の使用料等について、以下の事例のとおり、指定管理者が負担すべき経費を指定管理業務の経費として計上し、神戸市へ報告していた。

神戸市所管局は、指定管理者にヒアリングを行うなど事業報告書、管理費収支表及び経費明細書（以下「管理費収支表等」という。）を精査し、適正な施設利用及び区分経理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。指定管理者は、経費を区分して管理し、適正な経費の計上を行うべきである。

【事 例】

(ア) 目的外使用で設置した自動販売機の電気料金

指定管理者は、自動販売機の設置について行政財産の目的外使用許可を受け、使用料を神戸市に支払っているが、その電気料金について、指定管理者が負担している記載は管理費収支表等になかった。応募要領「3施設について(2)目的外使用許可(2)自動販売機」には、「機器の設置に係る費用及び機器の稼働に要する電気料金は指定管理者の負担となります(略)」指定管理者は、(略)光熱水費の実費を徴収し、センター全体の光熱水費の支払いに充当することを業務として行う」となっている。

(イ) 目的外使用の駐車場料金

応募要領「16業務を行うにあたって基本的事項(9)従業員用駐車場」には「従業員用の駐車場、駐輪場はありません」となっており、また施設は、従業員用の駐車場が必要な施設ではないため、指定管理者は、従業員用駐車場の目的外使用許可を受け、神戸市へ使用料を支払っているが、その経費の一部を指定管理業務の経費として計上していた。

○ 意 見

(1) 指定管理業務の整理と周知について

指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理について、指定管理者の認識誤りや神戸市所管局の確認不足による以下の事例があった。神戸市所管局は、必要に応じて実地調査やヒアリングを行うなど施設の管理運営の実態及び課題を把握し、指定管理業務の適切な範囲を整理し、指定管理者へ指導及び指定管理者制度のさらなる周知に努められたい。

ア 区分経理について

管理費収支表等に、以下の経費が指定管理業務の経費として計上されていた。

神戸市所管局は、事業報告書の精査及び適切な指定管理業務の範囲を整理し、指定管理者への指導に努められたい。

【事 例】

(ア) 指定管理業務の履行保証保険料

(イ) 親睦のための催しの費用

イ 指定管理施設の適切な使用及び事務処理について

貸館事業の対象施設に係る指定管理者の使用について、指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理ができていないため、応募要領等に基づいた手続きが行われていない優先使用、神戸市に事前承諾を受けていない使用料の免除等が散見された。

神戸市所管局は、応募要領等に基づく適切な施設利用及び事務処理が行えるよう指定管理者への指導に努められたい。指定管理者は、施設使用に係る事業内容、区分を明確にし、適切な事務手続きを行い、一般の施設使用希望者にも配慮した施設運営に努められたい。

3 TRC&長谷工 meet BACH（こども本の森神戸 指定管理者）

令和元年9月、建築家の安藤忠雄氏からの寄附の申出により誕生した「こども本の森神戸」（以下「施設」という。）は、子どもたちが良質で多様な本や芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供し、豊かな感性と想像力を育むとともに、慰霊と復興のモニュメントに隣接する立地を生かし、震災の教訓から命の大切さを学べる場とするために令和4年3月に開設された。

<施設の概要>

所在地：神戸市中央区加納町6丁目1番1号（東遊園地エリア）

構造等：鉄筋コンクリート造 地上2階建

建築面積：651.26㎡ 延床面積：564.26㎡

主要施設：閲覧室、会議室、休憩室、授乳室、エントランスホール

入館者数：令和5年度75,659人（令和4年度75,622人）

蔵書数：約17,000冊（令和5年度末現在）

開館時期：令和4年3月

指定管理者が行う業務は、施設の運営業務、施設の維持管理業務である。

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 神戸市所管局と指定管理者の連携強化を図るべきもの

指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書に基づく適正な事務処理が行われていない以下の事例があった。

ア 再委託の事前承諾を行うべきもの

指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の事前承諾を得て「施設管理業務」の一部を第三者に再委託しているが、承諾のない以下の事例があった。

【事 例】

(ア) Webページ保守管理業務を第三者に再委託していた。

(イ) 再委託承諾を得ている「消防用設備点検等業務」の一部を第三者に再々委託していた。

指定管理者は、協定書に基づき、適正な申請を行い、神戸市の事前承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。

イ 専用口座で適正な管理を行うべきもの

指定管理者応募要領「(4) 資金 管理専用口座の開設」において、「修繕費等の公金については、専用口座を設け入金管理してください。なお、専用口座は、決済用預金(預金保険法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金) 口座とします」とされているが、修繕費を専用口座で管理していなかった。

ペイオフ対策等のため精算対象である修繕費は専用口座で管理すべきである。神戸市所管局は、専用口座で適正な管理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。

○ 意 見

(1) 指定管理業務の事務手続き等の整理について

協定書業務要求水準「4. 施設の維持管理業務(3) 修繕」において、「1 件 10 万円を超える修繕等については、事前に神戸市と協議を行い、指定管理者において実施すること」と定められているが、神戸市と協議した記録がなかった。

神戸市所管局は「10 万円を超える修繕については、事前に指定管理者より協議があり、現場確認も行った」とのことだが、修繕の理由や見積合せの有無、修繕内容についての協議記録や決裁等はなかった。

神戸市所管局は、指定管理業務が円滑にかつ事務処理が適切に行われるよう手順等を整理し、指定管理者に周知されたい。

工事定期監査及び出資団体工事監査結果報告

企画調整局、地域協働局、こども家庭局、経済観光局、
建設局、建築住宅局、消防局
神戸新交通(株)

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定に基づき実施した令和 6 年度第 2 期工事定期監査並びに出資団体工事監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

企画調整局、地域協働局（区役所含む）、こども家庭局、経済観光局、建設局、建築住宅局、消防局、神戸新交通(株)、における令和5、6年度施行工事について監査を行った。

工事の抽出状況は第1表、抽出工事は第2表のとおりである。

2 監査の期間

令和6年10月30日～令和7年3月19日

3 監査の方法

監査は、土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか（合規性）、また3E（経済性、効率性、有効性）並びに正確性、安全性などの観点から適切に行われているかについて、関係書類の審査、現場の施工状況の調査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 対象工事の抽出

対象工事の中から、対象局・団体の工事件数の割合、規模、内容、契約方法、工期、進捗状況等及び重点項目を総合的に考慮して、抽出を行った。

5 重点項目

過去の指摘、事故の発生状況、潜在的リスク、社会動向、市民ニーズ、法令・技術基準等の改正への対応等からの共通リスクや、対象局・団体についての固有リスクを洗い出し、「影響度」と「発生頻度」からリスク評価を行った。このうち、「影響度」、「発生頻度」が共に大きいものから以下の重点項目を定め、監査項目の着眼点の中で重点的に確認を行う事項とした。

- ① 工事の事故防止対策(現場条件に応じた施工計画書と安全対策)
- ② 適正な積算(歩掛りの適用、見積りの精査)
- ③ 防災・減災への対応(地震、津波、高潮、風水害対策)

6 監査項目及び着眼点

監査は、(1)土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか（合規性）、(2) 3E（経済性、効率性、有効性）ならびに正確性、安全性および人にやさしい整備となっているかについて実施した。特に、重点項目については実査においても重要な着眼点とし重点的に行った。

さらに、内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、「現場力の強化」の観点から、各所属の組織や人材面等についてアンケートやヒアリングによる調査を行った。

また、SDGsなど先進的な事例や取組についても調査を行った。

監査項目	着 眼 点
1. 計 画	計画書、事前協議及び諸手続きの状況
2. 設 計	設計の基本的事項、関係法規等の適用、設計基準等の整備状況及びその運用、設計図書の整備、設計の照査
3. 積 算	積算基準等の整備状況及びその運用、工種・数量・単価・歩掛り等の適用、積算の照査
4. 契 約	契約締結手続き、設計変更等の理由、手続き及び内容
5. 施 工	工事関係法規等、施工管理、工事関係書類、監督業務
6. 検 査	検査関係書類
7. 維持管理	保守点検関係書類
8. 委託業務	委託業務関係書類
9. 内部統制	リスクの評価と対応及び統制活動、情報の伝達状況

7 監査の結果

(1) 監査結果の概要

監査の結果、対象となる局・団体の抽出工事の実施に関する全般的な事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかし、事務の一部について、以下に述べる改善を要する事例が見られた。

ア 指摘事項

「積算（重点項目：適正な積算（単価・歩掛りの適用、見積りの精査）」については、単価・歩掛りの適用が不適正な1件の誤りが認められた。

これは設計変更の際に追加した単価の設定条件を誤ったため、積算額が過小となったものである。

積算においては精緻な作業を求められるが、引き続き不注意によるミスが発生しているので、原因究明と再発防止策について検討されたい。

イ 意見

「契約」については、請負契約審査会への付議とその後の契約手続きを適切に行っていないものが認められた。

契約の公正性・透明性を確保するためにも、適切な付議と契約手続きに努められたい。

ウ 内部統制の整備、運用状況

今回の監査対象となる7局1団体の監査対象所属に対し、設計・積算と安全管理に関して内部統制の整備、運用状況について確認を行った。

結果は、下表のとおりである。

リスク評価と運用状況	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注を多く行っている所属は、可能性のあるリスクとして認識し、リスク評価シートにリスクの発生原因、対策案の整理がなされていた。 ・技術職員が配置されていない所属では、監理や検査等を工事担当部署に技術支援を求めることで、リスクの低減が図られていた。
対応策の整備状況	<p>(設計・積算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の設計・積算を行っている所属は、積算基準やマニュアルが整備されており、照査においてもチェックリストを活用するなど、ミス減らす体制が構築されていた。 ・積算の違算防止のために、建築工事で先行導入している積算チェックツールについて、建築設備工事においてもR5年度に開発を行い、R6年度より試行運用を行っていた。 <p>(工事の安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が作成した施工計画書を基に事前に作業内容の確認を行っていた。 ・施工計画書受領時に、チェックリストを用いて、必要事項の記載を確認してリスクを管理する取り組みを行う所属もあった。 ・局や事業所単位で工事監督ワーキングを適宜開催し、事業所共通ルール策定、及び工事関係書類の統一を図る取組が見られた。 ・局や所属単位で安全協議会等を設置し、安全講習会やパトロールを実施するなど、横断的に指導、監督を行っていた。 ・監督員による現場確認を適宜実施し、必要な指導、監督を行っていた。頻度については、各所属の業務体制や工事の規模などに応じて行なわれていた。 ・情報共有システムを活用し、監督員と請負人間の連絡・調整業務の省力化を図る所属があった。
職員への研修等取組状況	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市工事安全管理委員会からの情報や監査の指摘事項を所属職員で適宜共有するとともに、対策の検討を実施するなど、リスク対応を図っていた。 ・本市技術管理部門や外部機関が主催する講習会等に参加し、知識の修得を図っていた。

それぞれの実状に応じた整備、運用がおおむね実施されていた。今回の監査では、安全管理に関する指摘等がなく、対象局の今年度事故件数も昨年度同時期に比べてわずかながら減っている。しかし、依然として工事事故が多発していることから、各所属においては、内部統制の整備、運用状況について評価を行い、充実強化に取り組まれない。

今後の工事監査では、引き続き、設計・積算、安全管理について重点的に検証を行うとともに、内部統制の整備及び運用状況について監視を行う。

併せて、各局に対し、より具体的に改善の方向性を示して提案するとともに、工事全般の統括部署に対しても迅速な対応を求めていく。

また、技術管理部門との連携や職員向けの情報共有ツールによる周知啓発を継続して行っていく。

エ 現場力の強化に関する調査結果

今回の監査対象となる所属に対し、「現場力の強化」の観点から、工事担当部署の組織や人材面等についてアンケート調査を行った。

アンケートの回答があった 22 所属については、全体的に職場の問題解決能力は高く、チームワークが良く、モチベーションは比較的高いと認識していることがわかった。その一方で、安全管理や職場での教育・研修の充実度は普通（標準的）であると考えている所属が多かった。

さらに、所属長から現場力に関するヒアリングを行ったが、以下のような事例報告があった。

(ア) 現場力を感じた事例

能登半島地震における災害支援では、発災直後から下水道施設の被災状況調査などの支援を行ってきた。現地は下水道の台帳が無いなど多くの課題があったが、被災地支援に行く職員だけでなく、台帳作成などの後方支援も含めて、現場事務所と本庁各所属が一体となった支援活動が出来た。また、支援を通して得られる知識・経験は、特に震災経験のない若手職員の大きな財産となった。

所属においては、現場力を養い、向上させることの重要性を認識していた。引き続き教育・研修の拡充や資格取得支援制度の活用によって、職員のスキル獲得を図ると共に、相談しやすい雰囲気づくり、過去の経験のデータベース化で組織力を強化するなど、更なる現場力の強化に努められたい。

オ SDGs 推進に貢献する取組

SDGs を推進する視点で監査を実施した結果、以下のような取組事例が見られた。

(ア) 経済観光局

須磨海づり公園の再整備工事では、撤去した釣台を人工魚礁の材料として活用し、魚を育む場を育成することで、豊かな海づくりに資する取組が見られた。

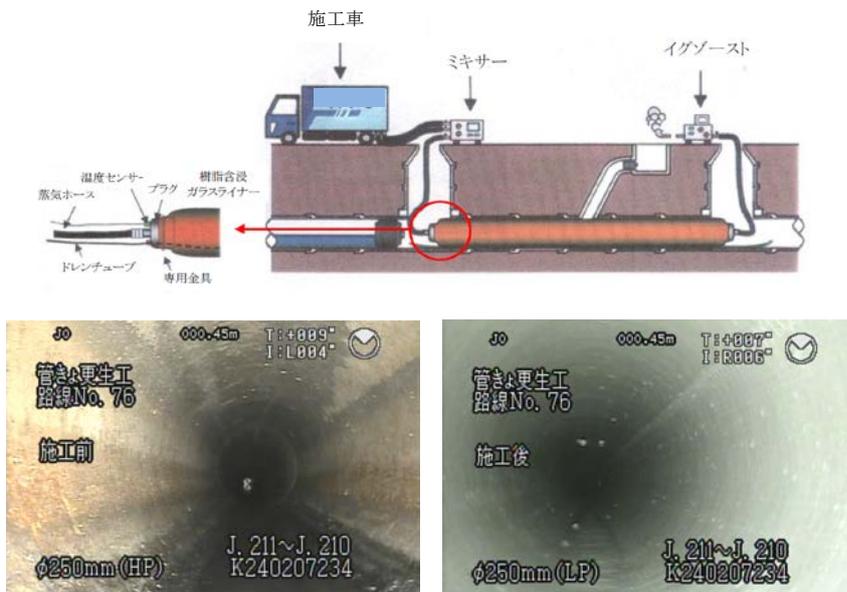
この魚礁の整備に際しては、事前に海底の形状や潮流等の自然条件を調査した上で地元漁業者との協議を重ね、安全かつ高い効果が期待できるよう計画されていた。さらに、効果や影響は定期的に観察される予定である。

(イ) 建設局

【下水道事業】

建設局では下水道管路の改築および耐震補強工事に取り組んでいる。城が山1丁目地区他污水管耐震化工事では、主に更生工法(非開削)^(注)による污水管の耐震化工事を行っていた。これにより、道路開削等に伴う産業廃棄物の発生を抑制し環境負荷の低減を図るとともに、社会インフラの長寿命化に寄与する工事が実施されている。

また、特に当該区間は、災害時に拠点となる重要施設の下流や緊急輸送路に埋設されている污水管であることから、災害時のリスクマネジメントとしても効果が高いものとなっている。



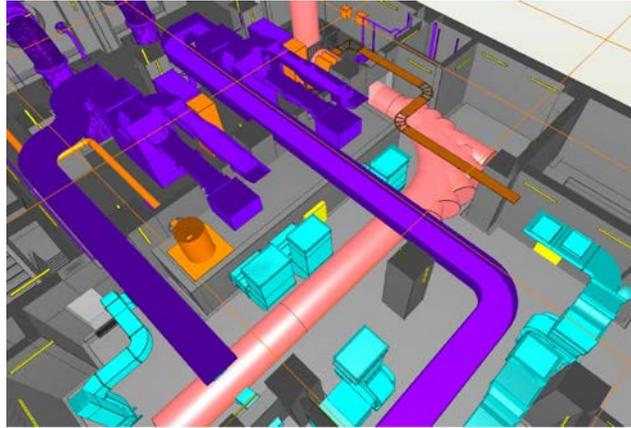
(注) 更生工法 (非開削)

老朽化等により機能が損なわれた管を道路を開削せずに管の内面から更生する工事の方法。

道路上のマンホールから専用の材料を挿入し、中で膨らませ、その後に、熱や光などで材料を硬化させて、既設の下水道管の中に新しい管を作る。

神戸駅周辺地区浸水対策事業では、10年に1回程度の確率で発生する降雨に対応できる雨水幹線や雨水ポンプ場の整備を行っている。さらに、近年の気候変動による降雨量の増加が見込まれることから、浸水シミュレーションを用いた解析を行い、重大リスクの発生についての検証をするなどし、対策の効果について確認をしている。

また、当該事業で整備を行った雨水ポンプ場においては、BIM^(注)による3次元モデルを活用し、構造物と配管・ダクト等のモデル化、干渉チェックを行い、作業の手戻りの発生防止、効率的な資材搬入が行われていた。



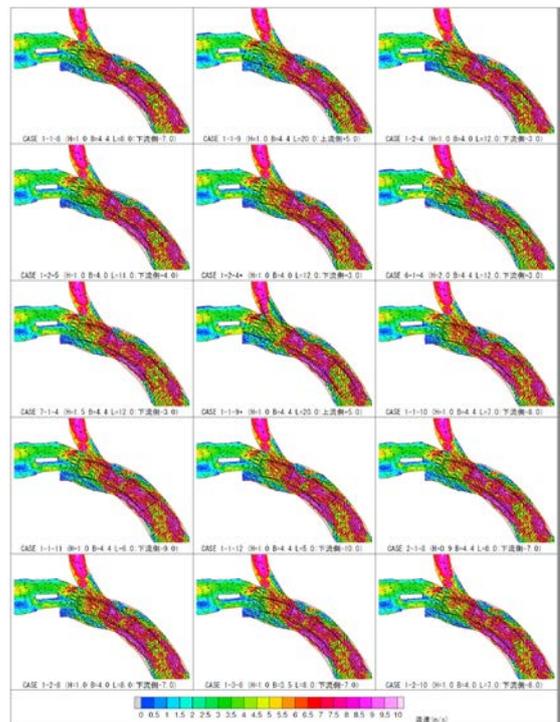
(注) BIM (ビルディング インフォメーション モデリング)

建設事業で取り扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全般における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。

【河川事業】

準用河川鳥原川・小部川合流部は、流下能力は満足しているものの、平成 30 年 9 月の台風 21 号の際に溢水被害が発生した。

今回、従来の設計手法では評価できなかつた合流部の複雑な水の流れをシミュレーションにより再現し、溢水被害に至ったメカニズムを究明していた。さらに様々なモデルについて検討し、最適な形状・構造を選択することにより、現場状況に見合ったより災害に強い河川となるような改修計画がなされていた。改修効果については今後も観察する予定である。



(ウ) 建築住宅局

旧アメリカ領事館官舎の耐震補強工事において、モダン建築祭^(注)、地元見学会等で工事現場の一般公開が行われていた。

現地で漆喰塗の工程見本、継ぎ手の模型等、当該建物の文化的な特徴や、伝統的価値を維持するための技法を紹介することにより、文化財建造物への理解を深め、文化財及び文化財を保護するための技法を後生へ受け継いでいく取組が行われていた。



(注) モダン建築祭

2023 年から実施されている建築一斉公開イベント。戦災や震災を乗り越え神戸の記憶を受け継ぐモダン建築が、日時限定で特別に公開される。

こうべ小学校の増築整備において、断熱性能^(注)向上による省エネに対する取組のほか、内装材、家具類に兵庫県産木材を積極的に使用する取組が見られた。



また、学校の大規模改修工事において、太陽光発電施設が未設置かつ構造上設置可能な学校に新設している。

太陽光発電施設の設置により、学校施設で再生可能エネルギーを活用すると共に、災害時の避難所機能として、発電した電力を災害時の非常用コンセント電源として利用する取組が見られた。

(注) 断熱性能

建築物省エネ法において、建物の断熱性能を評価する指標として、年間熱負荷が定められている。年間熱負荷は、建物からの熱の逃げやすさ、建物への日射熱の入りやすさ等から建物の断熱性能を見る指標で、平成 28 年基準値に対する削減率で表される。

本建物では、年間熱負荷が 0.64 であり、建築物を環境性能で評価し、格付けする建築環境総合性能評価システム（キャスビー）において、建物外皮の熱負荷抑制の項目で、最上位の評価点 5（0.8 以下）を取得している。

(2) 監査結果

○ 指 摘 事 項

ア 積 算（重点項目：「適正な積算（歩掛りの適用、見積りの精査）」）

交通誘導員費の単価選定を適正に行うべきもの

本工事は、中央区にある旧アメリカ領事館官舎の耐震補強等を行うものである。

「神戸市建築工事積算要領」では、交通誘導警備に係る費用は、共通仮設費に交通誘導員費を積み上げ計上すると規定されている。

交通誘導員費とは、労働者本人が受け取る賃金としての労務単価である交通誘導警備員費に、下請経費及び小器材（工具類）の損耗費等を加えたものである。

本工事では、当初設計で交通誘導警備に係る費用に交通誘導員費を正しく使用していたが、設計変更で追加した交通誘導警備に係る費用に交通誘導員費ではなく、労務単価である交通誘導警備員費を使用していたため、積算額が過少となっていた。

設計変更における積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、設計変更に伴い追加作成した単価が当初設計の単価と同種のものであっても、内容確認を行う等により、適正な積算を徹底すべきである。

（建築住宅局建築課）

[No.35 旧アメリカ領事館官舎耐震補強他工事]

（請負金額 351,439 千円）

○ 意 見

ア 契 約

請負契約審査会への付議と契約手続きを適切に行うべきもの

本業務は、神戸臨床研究情報センターに設置されている非常用発電機の分解整備を行う業務であり、請負人と随意契約を締結している。

随意契約とは競争によらず特定の相手方を選択して、これと契約する方法であり、随意契約ができるのは、契約相手方でないと目的を達することができない具体的な事由がある場合等に限られる。

本市では、請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、神戸市請負契約審査会（以下審査会と言う）を設置しており、随意契約について一定の要件に該当する場合は、当審査会に付議する必要がある。

なお、審査会では、①随意契約理由が法令に適合しているか、②請負先が適切か、③入札するべきではないか、について審査を行っている。

また、契約手続きにおいては、審査会の審議結果と随意契約理由書の内容を照合し、決裁の上、業者と契約手続きを行うこととなっている。

本業務は審査会対象の案件であったが、審査会の付議を受ける際に議案書の決裁者区分を誤っていた。

さらに、契約担当課との事前協議により議案書の随意契約理由を精査して審査会に付議し、承認を得ていたが、その後の契約手続きにおいて、契約書類に添付する随意契約理由書に転記する際に、誤って精査前の随意契約理由を記載していた。その結果、公表した随意契約理由も誤っていた。

随意契約の公正性・透明性を確保するためにも、審査会への付議とその後の契約手続きを適切に行うように努められたい。

（企画調整局医療産業都市部）

[No. 01 神戸臨床研究情報センター非常用発電機整備]

（請負金額 19,360 千円）

第 1 表 抽出状況表

工事定期監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
企 画 調 整 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	4	63,118	1	19,360	25.0	30.7
地 域 協 働 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	1	5,500	—	—	—	—
	設 備	5	52,325	1	5,500	20.0	10.5
こ ども 家 庭 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	1	7,700	—	—	—	—
	設 備	8	186,298	1	115,500	12.5	62.0
経 済 観 光 局	土 木	7	1,631,670	1	500,346	14.3	30.7
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	20	169,172	2	19,949	10.0	11.8
建 設 局	土 木	160	35,076,867	11	8,572,395	6.9	24.4
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	140	25,972,929	16	7,537,573	11.4	29.0
建 築 住 宅 局	土 木	13	599,020	1	104,000	7.7	17.4
	建 築	116	22,948,379	14	6,675,740	12.1	29.1
	設 備	148	7,319,618	14	1,426,171	9.5	19.5
消 防 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	30	1,372,645	1	7,004	3.3	0.5
計		653	95,405,242	63	24,983,538	9.6	26.2

出資団体工事監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
神 戸 新 交 通 (株)	土 木	21	1,900,540	2	857,483	9.5	45.1
	建 築	6	213,093	1	81,345	16.7	38.2
	設 備	58	8,847,439	4	2,821,836	6.9	31.9
計		85	10,961,073	7	3,760,664	8.2	34.3

合 計

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
計		738	106,366,315	70	28,744,202	9.5	27.0

備 考：(1) 監査対象工事は、請負金額250万円以上のものとした。

(2) 本表は、令和6年8月31日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体からの提出資料に基づき作成した。

第 2 表 抽出工事一覧表(案)

企画調整局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	1	神戸臨床研究情報センター非常用発電機整備	(株)カワサキマシンシステムズ 統括本部 ガスタービンサービス本部西部事業所	19,360	R5. 9. 22	R6. 3. 31	随契

地域協働局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	2	神戸市男女共同参画センター等設備 総括管理業務	ポート産業(株)	5,500	R5. 4. 1	R6. 3. 31	指名

こども家庭局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	3	神戸市こども家庭センター施設総合 管理業務	神戸ダイヤモンドメンテナンス(株)	115,500	R4. 11. 17	R7. 10. 31	指名

経済観光局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	4	須磨海づり公園撤去及び再整備工事 (その1)	東亜建設工業(株)	493,900 (500,346)	R5. 3. 22 (R5. 11. 29)	R5. 11. 30	制限 (総評)
設備	5	産業振興センター泡消火設備整備業務	ケーテーシステム(株)	4,675	R5. 6. 13	R6. 3. 29	指名
	6	東部市場第二冷蔵庫棟搬送システム 更新	(株)ダイフク 工事・サービス本部 神戸第1カスタマーステーション	15,273	R5. 5. 26	R6. 3. 31	随契

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	7	神戸港地方字前山災害復旧工事	八雲建設(株)	67,430 (68,721) (70,851)	R5.3.24 (R5.4.26) (R6.1.15) (R6.2.26)	R6.1.31 (R6.2.29)	制限
	8	緊急防災対策工事(北区有野町有野)その2	安場建設(株)	75,523 (66,401) (67,194)	R5.12.20 (R6.4.12) (R6.5.7)	R6.5.31	制限
	9	準用河川烏原川・小部川合流部改修工事	株共新建設	30,690 (33,257)	R5.8.17 (R6.2.26) (R6.3.27)	R6.2.29 (R6.3.29)	制限
	10	海運町雨水幹線他改築工事	港建設(株)	163,675 (251,550) (220,209)	R4.8.31 (R5.7.21) (R6.3.26)	R5.7.31 (R6.3.29)	随契
	11	前池町2丁目地区他污水管改築更新工事(その2)	伊丹産業土地開発(株)	101,541 (121,000)	R5.3.3 (R5.12.4) (R6.3.26)	R6.1.31 (R6.3.29)	制限
	12	木津川3-1号雨水幹線他改築工事	京阪神道路サービス(株)	87,450 (87,908) (93,770)	R5.3.3 (R5.3.17) (R5.9.20) (R5.10.17)	R5.9.29 (R5.10.20)	制限
	13	城が山1丁目地区他污水管耐震化工事	株島田組	234,300	R5.10.11 (R6.9.6)	R6.9.30 (R6.10.31)	制限
	14	神戸駅前再整備に伴う污水管移設工事	株ランドグリーン	60,093 (61,262) (76,202)	R6.3.14 (R6.4.15) (R6.8.29)	R6.8.30 (R6.11.29)	制限
	15	三宮歩行者用デッキ整備に伴う污水管移設工事	株HOURYU	119,350	R6.5.22	R7.3.31	制限
	16	垂水处理場本場2系1号最初沈殿池他下水道土木施設防食被覆工事	日本ジッコウ(株)	153,450 (149,229)	R5.12.28 (R6.5.22) (R6.8.29)	R6.7.31 (R6.9.2)	制限 (総評)
	17	神戸駅周辺地区浸水対策事業	清水建設・西原環境・日新電機・ニュージェック特定建設工事共同企業体	7,266,600 (7,387,031)	R3.3.19 (R6.3.25)	R7.6.30	一般 (総評)

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	18	垂水処理場 麗水プラント改築工事	㈱神鋼環境ソリューション	195,347 (198,707) (200,251)	R3.12.13 (R5.1.20) (R5.3.17)	R5.3.17 (R6.1.31)	制限
	19	玉津処理場 中央監視設備工事	三菱電機㈱	1,070,080 (1,074,001) (1,109,450)	R4.3.31 (R4.5.18) (R4.12.20) (R5.2.14) (R6.3.15)	R6.3.1 (R7.3.31)	制限 (低入)
	20	東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 工事請負契約	㈱神鋼環境ソリューション	4,576,000	R4.11.18	R11.2.28	一般
	21	深江大橋ポンプ場 1号汚水ポンプ改修工事	㈱荏原製作所	11,990	R5.9.11	R6.3.15	随契
	22	東灘処理場1・2号汚水ポンプVVVF他更新工事	三菱電機㈱	94,490 (99,786)	R4.5.10 (R6.3.21)	R6.3.31	制限
	23	鈴蘭台処理場 オゾン機械設備工事 [26電気]	㈱神鋼環境ソリューション	407,000	R4.11.9 (R6.3.12)	R6.3.22 (R6.9.30)	制限
	24	西部処理場 2号汚泥脱水機機械設備工事	㈱神鋼環境ソリューション	499,180 (513,486)	R4.12.6 (R6.3.12)	R6.3.15 (R6.9.30)	制限
	25	和田岬ポンプ場 1号自動除塵機機械設備工事	スエヒロシステム㈱	65,190	R5.2.21	R5.12.22	制限
	26	鈴蘭台処理場 オゾン電気設備工事 [23機械]	大栄電機㈱	77,116	R4.12.21 (R6.3.11)	R6.3.22 (R6.9.30)	制限
	27	塩屋ポンプ場 沈砂池スクリーン設備工事	三菱化工機(株)	213,400 (218,037)	R4.12.16 (R5.12.11) (R6.1.18)	R5.12.15 (R6.1.24)	制限
	28	玉津処理場 3号汚水スクリーン改修工事	㈱日立プラントサービス	33,000	R5.8.21	R6.3.15	随契
	29	玉津処理場 2号汚水ポンプ改修工事	(株)西島製作所	28,600	R6.5.10	R7.3.19	随契
	30	垂水処理場 東系水処理1系DO計他更新工事	鹿島環境エンジニアリング㈱	20,988	R5.8.23	R6.1.31	制限
31	玉津処理場 太陽光発電設備改修工事	黒住電気工事㈱	20,476	R5.9.25	R7.2.28	制限	

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	32	宇治川ポンプ場 電気設備改修	㈱明電エンジニアリング 関西支社	129,800	R5. 8. 9	R6. 7. 31	随契
	33	玉津処理場 砂ろ過設備 2号洗浄水ポンプ改修	㈱荏原製作所 大阪支社	26,400	R5. 8. 4	R6. 3. 15	随契

建築住宅局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	34	垂水図書館建設工事に伴う雨水幹線移設工事	(株) 神盟	84,700 (102,449) (103,999)	R5. 7. 24 (R6. 1. 31) (R6. 2. 27)	R6. 2. 28	制限
建築	35	旧アメリカ領事館官舎耐震補強他工事 [49機械][56電気]	㈱中島工務店	174,900 (178,629) (183,744) (191,675) (194,766) (203,500) (208,351) (288,838) (351,439)	R2. 9. 7 (R3. 2. 24) (R3. 9. 3) (R4. 1. 31) (R4. 11. 29) (R5. 2. 24) (R5. 5. 15) (R6. 3. 7) (R6. 5. 27)	R4. 7. 31 (R4. 11. 30) (R5. 5. 17) (R6. 3. 31) (R6. 5. 31) (R6. 8. 30)	随契
	36	こうべ小学校校舎増築他工事 [51機械][57電気]	明和・大木特定建設工事共同企業体	1,505,900 (1,514,359) (1,602,755) (1,637,097) (1,653,377)	R4. 9. 21 (R5. 4. 24) (R5. 11. 2) (R6. 3. 27) (R6. 6. 5)	R6. 8. 31 (R7. 1. 31)	制限 (低入)
	37	西部処理場北系水処理施設築造工事 (建築) その2 [52機械][58電気]	戸田・岩田地崎特定建設工事共同企業体	2,249,084 (2,260,436) (2,277,992) (2,285,576)	R4. 11. 17 (R5. 6. 19) (R6. 1. 18) (R6. 3. 4) (R6. 3. 6)	R6. 3. 29	随契
	38	須磨海浜水族園本館解体撤去工事	㈱竹中工務店	720,500 (698,797)	R5. 2. 17 (R6. 3. 14)	R6. 3. 15	随契
	39	広陵小学校大規模改修工事	㈱岡 工務店	193,600 (206,305)	R5. 6. 16 (R6. 2. 26)	R6. 2. 29	制限
	40	明親小学校大規模改修工事	㈱須貝工務店	191,279 (191,598) (231,869)	R5. 7. 5 (R6. 2. 19) (R6. 3. 25)	R6. 3. 15 (R6. 3. 29)	制限
	41	東垂水小学校大規模改修工事	㈱隆建	182,919 (205,535)	R5. 7. 7 (R6. 2. 28)	R6. 2. 29	制限
	42	湊川中学校・楠高等学校大規模改修工事	㈱須貝工務店	217,888 (246,917)	R5. 7. 13 (R6. 3. 14)	R6. 3. 15	制限

建築住宅局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	43	長田消防署待機室個室化改修工事	柳原建設(株)	123,948 (130,548)	R5.7.24 (R6.3.7) (R6.4.18)	R6.3.15 (R6.4.24)	制限
	44	高丸小学校こどもひろば整備工事	丸正建設(株)	158,180 (160,391) (163,163) (166,771)	R5.7.26 (R6.2.19) (R6.3.26) (R6.5.10)	R6.3.29 (R6.5.15)	制限
	45	竜が台小学校昇降機棟増築他工事	(株)リキョー	101,475 (101,893) (116,534)	R5.8.7 (R6.3.11) (R6.3.26)	R6.3.15 (R6.3.29)	制限
	46	垂水処理場プロワ棟他2棟建具改修工事	(株)赤松工務店	43,868 (45,562)	R5.10.10 (R6.1.16) (R6.3.28)	R6.2.29 (R6.3.29)	制限
	47	中央卸売市場本場水産卸売棟外壁改修他工事 [59電気]	明石土建(株)	177,870 (187,473)	R5.11.27 (R6.5.23)	R6.5.31	制限
	48	旧北区役所解体撤去他工事	(株)小総	149,037	R5.12.1 (R6.6.25)	R6.6.28 (R6.10.31)	制限
設備	49	旧アメリカ領事館官舎耐震補強他機械設備工事 [35建築][56電気]	セーバー技研(株)	14,825 (14,858) (15,034) (21,689)	R2.9.29 (R4.7.28) (R4.11.29) (R5.5.15) (R6.3.28) (R6.8.29)	R4.7.31 (R4.11.30) (R5.5.17) (R6.3.31) (R6.8.30)	制限
	50	神戸ファッションマート空調ポンプ更新工事	(株)西尾設備	51,480 (55,990)	R4.7.22 (R4.12.20) (R6.1.29)	R4.12.23 (R6.1.31)	制限
	51	こうべ小学校校舎増築他給排水設備工事 [36建築][57電気]	(株)新和商会	217,470 (215,457) (218,020)	R4.12.14 (R6.3.26) (R6.8.28)	R6.8.31 (R7.1.31)	制限
	52	西部処理場北系水処理施設築造工事 (建築機械設備) [37建築][58電気]	(株)新和商会	233,970 (235,576) (240,262)	R5.4.27 (R6.3.22) (R6.5.28)	R6.3.29 (R6.5.31)	制限
	53	西部処理場 管理棟給湯ボイラ取替工事	(株)ASTCIA	11,396 (12,595)	R5.10.23 (R6.3.15)	R6.3.22	制限
	54	小磯記念美術館空調設備他改修工事 [61電気]	(株)長村商会	187,000 (190,311)	R5.12.4 (R6.7.16)	R6.7.31	制限
	55	本庁舎1号館湯沸室他機械設備改修工事	(株)神報建設工業所	67,650 (69,355)	R6.3.8 (R6.4.3)	R7.1.31	制限

建築住宅局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	56	旧アメリカ領事館官舎耐震補強他電気設備工事 [35建築][49機械]	㈱甲友電気設備	26,945 (26,791) (26,857) (27,308) (37,571)	R2.9.29 (R3.2.8) (R4.7.26) (R4.11.25) (R5.5.15) (R6.3.28) (R6.8.29)	R4.7.31 (R4.11.30) (R5.5.17) (R6.3.31) (R6.8.30)	制限
	57	こうべ小学校校舎増築他電気設備工事 [36建築][51機械]	ミナト電気工事㈱	242,000 (242,209) (245,201)	R4.11.25 (R6.3.26) (R6.8.21)	R6.8.31 (R7.1.31)	制限
	58	西部処理場北系水処理施設築造工事 (建築電気設備) [37建築][52機械]	早水電機工業㈱	194,808 (196,183) (216,467)	R4.12.14 (R6.3.26) (R6.5.28)	R6.3.29 (R6.5.31)	制限
	59	中央卸売市場本場水産卸売棟他受電設備更新工事 [47建築]	サン電設工業㈱	48,213 (48,488) (55,341)	R5.6.5 (R5.8.29) (R6.2.28)	R6.2.9 (R6.3.1)	制限
	60	福田小学校太陽光発電設備設置他工事	(有) 高原電工	25,945 (26,836)	R5.7.10 (R6.2.14) (R6.3.18)	R6.2.16 (R6.3.26)	制限
	61	小磯記念美術館非常用発電設備更新工事 [54機械]	日光電気工事㈱	17,356	R5.7.27	R6.3.1	制限
	62	魚崎浜公園野球場照明施設改修工事	マサニ電気㈱	42,295 (42,504) (45,232)	R5.7.28 (R6.3.5) (R6.3.27)	R6.3.15 (R6.3.29)	制限

消防局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	63	川崎式BK117C-2型ヘリコプターの修理作業(その1)	川崎重工業㈱ 関西支社	7,004	R6.1.19	R6.2.28	随契

神戸新交通

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	64	令和5年度 六甲アイランド線 魚崎駅耐震補強工事	ブリッジメンテナンス㈱	637,285 (648,021)	R5.11.10 (R6.4.12)	R7.3.25	指名
	65	令和5年度 六甲アイランド線 橋梁補強補修工事(その2)	ブリッジメンテナンス㈱	208,692 (221,342) (209,462)	R5.6.30 (R5.9.6) (R6.3.21)	R6.3.31	指名

神戸新交通

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	66	貿易センター駅外壁・屋根改修工事	㈱ウェイズ	78,980 (81,345)	R5.10.6 (R6.3.27)	R6.3.28 (R6.4.30)	指名
設備	67	令和5年度 車両基地給水設備改修工事	㈱新和商会	11,363 (16,741) (16,741)	R5.9.6 (R6.1.30) (R6.3.28)	R6.1.31 (R6.3.29) (R6.4.30)	指名
	68	神戸新交通 運管PTC及び案内表示装置更新工事	㈱神戸製鋼所	1,912,900 (1,951,400)	R2.7.2 (R5.2.13)	R6.3.31	随契
	69	神戸新交通ポートアイランド線 配電ケーブル更新工事	㈱リョウセイ	130,680	R4.11.30	R6.3.25	指名
	70	自動券売機・自動精算機・画像インターホンシステム更新及び付帯工事	㈱高見沢サイバネ ティックス	708,180 (728,392)	R4.11.6 (R6.2.13)	R7.3.31	指名

- 備考：(1) 「請負人名」欄の「特定JV」は特定建設工事共同企業体を表す。
(2) 「契約の方法」欄の「一般」は一般競争入札，「制限」は制限付一般競争入札，「指名」は指名競争入札，「随契」は随意契約を表す。
(総評)は総合評価落札方式，(低入)は低入札価格調査基準価格未満で契約した工事を表す。
(3) 表は令和6年8月31日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体提出資料から作成。